立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理審査フローチャート

実施しようとする研究が以下に該当するか?

- •「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」
- •「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」
- ・上記以外の人を対象とする研究(自然科学系)で倫理審査が求められているもの

※判断に迷う場合は、人を対象とする医学系研究倫理審査委員会事務局までご相談ください。



- 申請課題が以下に該当すると委員長が判断した場合、迅速審査を行う。
 - ①多機関共同研究であって、第7条第3項に基づいて審査を行うもののうち、既に当該研究の全体について共同研究機関において他の委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ているもの
 - ②侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの

条件充足確認

- ③軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの (①~③は立命館大学 人を対象とする医学系研究倫理規程 第 12 条より抜粋)
- ④「人を対象とする研究(自然科学系)」であって、人生命科学医学系指針の適用範囲に含まれないもののうち、倫理審査が求められているもの

通常審査 迅速審查 委員1名による事前審査の実施 委員2名による審査の実施 ※事前審査で指摘事項が生じた場合には、申請者 ※2 名の審査委員による判定に基づき、申請者 による申請書類の修正を行い、事務局に修正済 は申請書類の修正を行い、事務局に修正済申 申請書類を再提出(指摘事項がなければ再提出 請書類を再提出(両委員の判定が「承認」の場 合は再提出なし) なし) 委員会における合議審査の実施 申請者への通知 ③保留(継続審査) ②条件付承認 ④不承認 ⑤非該当 ①承認 指示に従い、申請書類を修正 条件に従い修正 研究開始許可申請 再審查 委員による